

研究所だより

編集・発行

千葉県長生地方教育研究所

茂原市東郷2300-1

TEL 0475 (24) 9721・FAX 0475 (23) 4820

H P <http://www.choseikaikan.or.jp>

メール kenkyujo@beach.ocn.ne.jp



通告で繋がる子ども虐待支援

千葉県中央児童相談所

所 長 渡 邊 直

児童相談所とは

児童相談所（児相）は、子どもに関するあらゆる問題について、家族などからの相談に応じる行政機関です。現在は、虐待対応に多くの時間を費やしています。この虐待問題というのは、子どもの安全問題です。子どもが怒鳴られ、叩かれ、痛い思いや、嫌な思い、辛い思いをする、必要な世話がされないなどの状況に曝されることは、子どもの人権が侵害される状況であり、子どもの安全・安心が脅かされている状態です。福祉アプローチの基本は、同意・承諾・受容・傾聴などの姿勢に基づく申請主義（相談）なのですが、家庭という密室で前述の人権侵害行為が行われている疑いがあり、それを見相が知るようになった場合には、当事者（親）が見相の介入を望んでいなくても、このことに職権に基づいて関与していきます。

通告ないと児相は知る術なし

これら福祉侵害行為は家庭という密室で行われることが多いため、学校や幼稚園、保育所等、子どもが生活する身近な所属機関などからの通告によって知らされないと、通告受理機関は知る術がありません。日本における通告受理機関は、市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関となる虐待対応担当部署と児童相談所です（通告受理する2つの機関をまとめて「児相」と表記しています）。2020年4月のCOVID-19に係る緊急事態宣言が発令されたときには、子どもの所属のほとんどが閉鎖されてしまったことから、前年同月比の受付件数が減ってしまう程でした。

通告元の秘匿について

誰が通告したか、親に知られると「その後の親との関係が悪くなる」と、通告元は心配することがあります。その心配を含め、児相に相談いただきながら、家庭内において展開が推察される不適切養育の状態について情報を共有していけることが肝要です。

児相が関わる根拠

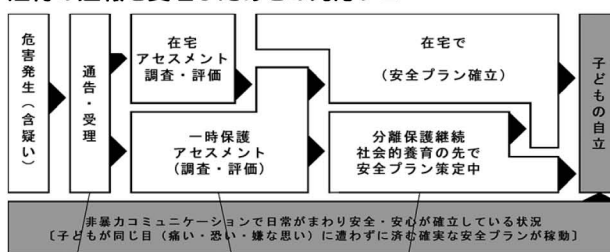
子どもの安全に関する責任は、第一義的には親にあります。一方、児相には、地域における子どもの安全に関する「共同責任」があります。そのため、子どもの安全に問題があるという通告が入れば、親が求めていなくてもそこに声をかけ、現状を明らかにし、親と対等にある安全の「共同責任」を親と協働するなかで果たしていくのです。

一時保護の“ソノサキ”

虐待対応で、多くのケースは、子どもが家にいる（在宅の）まま、福祉的な調査をします。対応するうちの約13%程度が一時保護となり、子どもの安全を確保したうえで調査をします。一定期間（おおむね2か月以内）一時保護をして面接を重ねる中で、子どもを保護する契機となった事態に、子どもを二度と曝さないようにするための（安全）プランを親と協働して作成します。プランの作成が間に合わない際は、長期の分離保護に移行します。親の表面的な反省や内省があっても、システムが何も変わらない中に子どもが帰ってしまったら、虐待が再発することが目に見えているので、長期の分離保護中に、親とはプランの精緻化に向けた対話を継続します。一時保護を一旦経た後は、

自宅に帰り、在宅で支援が継続されていくケースが多いのですが、対応ケース全体の約2%程度のケースが施設入所や里親委託となります。

虐待の通報を受理したあとの対応フロー



通告を100とした時、一時保護は13%ほど、分離保護継続は2%ほど、多くが在宅のまま対応

担任はじめ先生方は、子どもが分離保護されている期間に、児相で子どもと面会することはできるのだろうか等、お考えになると思います。一時保護の期間、子どもは学校に通うことができません。保護所内でのプリント学習が主となり、タブレットは未導入です。学習の進捗等を含めて、児相の担当に連絡いただき、先生としてできる何かを教えてくださいたいです。

虐待状況に曝されることによる子どもへの悪影響

虐待という人権侵害行為は、子どもの心身に深い悪影響を残します。そして、その回復には、長期間の治療やケアが必要となります。悪影響は、虐待を受けていた期間（頻度）や、虐待の態様（深刻度）、子どもの年齢や性格等によりさまざまですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響に及びます。身体的影響としては、外から見てわかる傷としての打撲痕や熱傷、外から見えない傷としての骨折や頭蓋内出血、栄養障害や体重増加不良、低身長、脳の萎縮などがあります。知的発達面への影響としては、安心できない環境での生活により、落ち着いて学習に向かうことができない場合や、親が子どもの知的発達にとって必要なやり取りをしなかったり、知的刺激（登校等）の機会を奪ったり、年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求などにより、結果として子どもの知的発達が阻害されてしまうことです。心理的影響としては、本来最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から侵害行為を受けることによって適切に欲求を満たされることとなり、基本的な信頼関係を構築できず、愛着形成困難となり、対人関係上の問題を生じさせてしまうこと、低い自己評価、多動や行動コントロールの問題、トラウマ（心の傷）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、精神的症状がみられるようになることです。

学校で日々出会っている子どもの問題行動の背景には、家庭内での不適切養育に曝されていたことによる“症状”としての行動表出の可能性があるかもしれません。虐待を疑ったら、ひとりで、一つの機関で抱えず、通告を必要な支援につながるきっかけとして、これからの対応についてともに考えていけるようになると思います。



SSWからみた学校教育の現状と課題

千葉県スクールソーシャルワーカー

市原 茂和 (千葉県立長生高等学校)

1 はじめに

一宮中学校を定年で退職し、直後より千葉県SSWとして4年目を迎えました。現在は、長生高校、一宮商業高校、長生郡の小中学校を担当しています。

教員がSSWを担うことに疑問を持たれる方もいるかと思いますが、教員在職中に児童相談所にて児童福祉司の経験があったため任用していただいています。さて、SSWとは・・・

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題等に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭環境や児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関とのネットワークを活用することで、問題を抱える児童生徒や保護者を支援していく。

と定義づけられています。

千葉県では54名、東上総地域では9名配置されており、夷隅地区1、長生地区2、山武地区3、教育事務所3となっています。

2 教育と児童福祉

教育現場の元となる法律は、教育基本法、学校教育法等があげられますが、児童福祉の現場では、児童福祉法が元になっています。

児童福祉法

第25条 要保護児童発見者の通告義務

児童虐待の防止等に関する法律(虐待防止法)

第2条 児童虐待の定義

第3条 児童に対する虐待の禁止

第5条 児童虐待の早期発見等

学校は発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならない。

第6条 発見したら速やかに通告しなければならない。

①市町村 ②福祉事務所、児童相談所

児童福祉法で言う児童とは、18歳未満を指します。

乳児：1歳未満 幼児：就学前 少年：18歳未満

3 児童虐待の現状

令和3年度の虐待相談状況が発表されました。

全国 207,659件(前年度比 +2,615)

千葉県 11,870件(前年度比 + 241)

私が勤務していた頃の平成15年度は804件ですので10倍以上となっています。

(1) 虐待の現状

種別 : 身体的28%, 性的2%, 心理的49%
保護の怠慢21%

虐待者: 実父40%, 以外6%, 実母50%,
以外3%, その他3%

年齢 : 3歳未満19%, 3歳から就学前26%
小学34%, 中学14%, 高校その他7%

(2) 虐待の類型

身体的 暴力による怪我、火傷等の外傷。首絞め、激しく揺さぶる、異物を飲ませる、布団蒸し、食事を抜く、戸外への締め出し、拘束等

性的 子への性交、性行為、性器を触る、触らせる、性行為を見せる、被写体にする。

ネグレクト

病気や怪我でも病院に連れて行かない。室内や車内への放置。学校に行かせない。愛情遮断。食事、衣服、住居の不適切。

心理的 脅し、脅迫。無視。拒否的。

他のきょうだいと差別的扱い。

面前での家族等への暴力。

(3) 虐待の影響

怪我や火傷の外傷に加え、栄養障害や体重増加不良、低身長(成長ホルモンの分泌抑制)、人間関係の障害、低い自己評価、行動コントロールの問題、多動、PTSD、偽性熱性(一見よい子、大人の顔色を見て行動)、精神症状(記憶障害、解離性障害等)

※虐待とは、明確に種別されるケースはまれで、ほとんどの場合、複合的に発生しています。状況の正確な把握は、子どもが安心できる状況に置かれたときに初めて話し始めるものです。また、虐待の影響は、虐待環境に置かれた期間や深さ、成長段階によっても異なってきます。

4 不登校支援

令和2年度の問題行動調査によると、小学校で0.88%、中学校で3.52%となっており、不安・無気力、生活リズムの乱れ、友人関係が原因となっています。

その背景には、学習の遅れや貧困、ヤングケアラー、虐待等が複合的に絡んでいるケースが多いと言われてしています。

SSWは、生活環境を含め不登校の背景に視点を当て、複数ある原因を明らかにし、対策を立てると同時に、教育・福祉分野の機関と連携し、役割分担を明確にし、支援の進捗を見定めて、必要な支援を実施していく。そのためには、対象児の生育歴や家庭環境、保護者の養育能力、今までの支援状況等の情報が必要となってきます。

5 活動を振り返って

教員時代から現在まで多くの問題と向き合ってきました。その場では全力で対応してきたつもりですが、事件事故に直面したときには、自分の至らなさを実感してしまうことの繰り返しでした。

ある学校で虐待対応のため対象児と面接を行っていたとき、その子から「初めて話をちゃんと聞いてくれる人に会った」と言われました。その子は、何度となく、警察や児童相談所の関わりがありました。その都度、親に引き渡されていました。産まれたときから虐待環境で育ち、成長と共に他の子の家庭との違いに疑問を持ってきました。友達と仲良くなれず、先生からは「変わった子」と思われてきました。面談で幼い頃からの状況を伺うと虐待の壮絶な状況が明らかとなってきたのです。大人を信用しなくなることも納得です。

この子が社会や大人を信用し幸せな人生を送ることができるようになってあげたいと思っています。

教育も福祉も子どもの幸せを願うことには変わりはありませんが、福祉は最小限の支援で対象者の力を信じ、見守ることが求められています。



教師と子供や保護者との効果的なコミュニケーション

親業訓練シニアインストラクター

星美学園, 国際サレジオ学園スクールカウンセラー

白石 仁美

はじめに

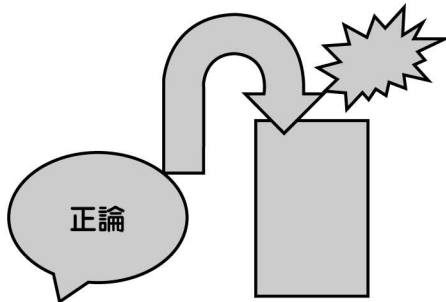
教師と子供や保護者との心の通い合う効果的なコミュニケーションについて、「親業」をベースにお伝えさせていただきます。このプログラムはアメリカの臨床心理学者トマス・ゴードンによって1964年に始められたものです。

子供の心を開く聞き方

子供が内的不均衡を抱えているとき、親業では「子供の問題」と捉え、子供が自分自身でその問題を乗り越えていけるように「聞く」という対応をします。

正論を伝えるのは、一杯になっているコップに水を入れると溢れてしまうのと同じで、ネガティブな感情で一杯になっている子供は反発が防衛しかありません。

反発



子供が問題を抱えているときには、「聞く」気持ちを汲みだす方法が効果的です。

汲みだすことによって生じたスペースで、人は建設的に思考が発展します。

受動的な聞き方

- 1 沈黙・・・受容, 共感し深く聴く
- 2 あいづち・・・相手の話す感情の大きさ話す速さに合わせて聞く
- 3 ドアオープナー・・・話をするように水を向ける, 促す

能動的な聞き方

- 1 くりかえす・・・子供の言った言葉を繰り返すことで教師に伝わったことが確認できる
- 2 言い換える・・・介入援助として必要なまとめや言い換えをする
- 3 気持ちをくむ・・・子供の立場に降り立ち自分を空っぽにして相手を感じる

関係を深める

人間は相手を心から受容する気持ちを持ち、そのことを伝えることが出来れば、相手をしっかりと助けることが出来る。

心の架け橋をかけていくために、肯定のメッセージを出していくことは、子供の心を開く、自分の気持ちや問題を分かち合いたいという気持ちにさせる。

こういう受容こそ、子供が成長・変化していく上で大切な要素である。

子供の心に届く話し方

教師が子供の行動をいやだと感じる時は、非難がましくなく自分の気持ちを伝える。「教師の気持ちを伝える」と「子供の気持ちを聞く」ことがセットになってこそ効果的である。

わたしメッセージ

- * 子供の行動を非難がましくなく
- * 自分への影響を具体的に
- * 自分の感情を率直に伝える

あるがままの自分を、あいまいにせず、十分に自己表現出来ているだろうか？

援助的な関係をつくることに失敗するほとんどの場合、非難がましい言い方や、効果的に言語化されないで、態度で非受容が伝わることや、「伝えること」と「聞くこと」の【切りかえ】が出来ていないことに原因がある。

受容出来ない子供の行動を変えるためには、権力を用いて、制限を加えたり禁止したりするよりも・・・

教師が本当の感情と一致した明確で正直なメッセージを送る時、子供にとって教師が内外一致した人間味のある人間であり、その人とは正直な人間関係が持てるということを学ばせる。

**変えられることを変える勇気と
変えられないことを受け入れる平穏と
変えられることと変えられないこととを
見極める叡智が与えられますように**



学力向上に向けた授業改善 全国学力・学習状況調査の活用を通して

千葉県教育庁東上総教育事務所夷隅分室
指導主事 積田 裕子

I はじめに

「学力向上」とは、なんでしょうか。

全国学力・学習状況調査のスコアを上げることでしょうか。県標準学力検査の点数を上げることでしょうか。多くの先生方が「点数＝学力」ではないことは、理解していることでしょうか。

「確かな学力」とは、「知識・技能に加え、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質・能力など」と定義されています。（中教審答申 2003）つまり、学力向上とは「資質・能力」の向上といえます。

では、「資質・能力」は、どのように向上させればよいのでしょうか。それは、「今日はどんなことを学べるかな」と目を輝かせながら登校してくる子供たちと「子供たちのために」と授業の準備に励んでいる先生方が取り組む日々の授業こそが「資質・能力」の向上につながる主軸だと思います。

II 全国学力・学習状況調査からのメッセージ

全国学力・学習状況調査の基本的な考え方には、次のように示されています。

- ① 教員による指導方法の改善や児童生徒の学習改善・学習意欲の向上等に役立てる。
- ② 学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題すること。

2007年から始まった「全国学力・学習状況調査」は、今年度で14回目となりました。毎年実施されている全国学力・学習状況調査の問題には、「今、求められている力」とそれを身に付けるための授業改善についてのメッセージがあります。

調査開始当初は、A問題（主として「知識」に関する問題）とB問題（主として「活用」に関する問題）に分けて実施していました。しかし、2019年度からA問題とB問題が一体化されたことは、記憶に新しいところです。一体化した理由は、学習指導要領の改訂にあります。小学校が2020年度から、中学校が21年度から全面実施となった現行の学習指導要領は、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」という三つの柱に資質・能力が再整理されました。そして、この三つの柱は、相互に関係し合いながら育成するという考えのもと、2019年度の「全国学力・学習状況調査」には、知識と活用を一体的に育成していくというメッセージが示されたといえるでしょう。

毎年、変動する細かな結果の数値に一喜一憂して、学力向上の対策を練るのではなく、まずは全職員で問題を

解いて、出題の意図を分析し、どのように授業改善に結びつけばよいのかについて、考えることが学力向上に向けた授業改善のためにとても重要なのです。今年度、実施された全国学力・学習状況調査の3教科に共通したメッセージの1つは「ICTの活用」といえるでしょう。

III 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

今年度は、例年よりも1ヶ月ほど早く、結果が公表されました。これまでに国立教育政策研究所からは、解説書や報告書が発行されています。千葉県は、これまでに「学力向上の手引き」や「授業アイデア例」「チーテレスタディー（授業動画）等」を周知してきました。そして今年度は、毎月、千葉県学力向上通信「COMPASS」が配信されています。また、東上総教育事務所からは、「東上総学力向上アクティブプラン」を配付させていただきました。学力向上に向けた参考資料は、数多くあります。

しかし、これらを活用して、授業改善が求められているのは、全国学力・学習状況調査で実施される国語科や算数・数学科、理科だけに限られていることではありません。児童・生徒質問紙にある「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に関する取組状況の質問事項は、どの教科にも通ずるものです。それらの質問事項に肯定的回答をした児童生徒ほど、教科の平均正答率は、高い傾向が見られていることもわかっています。

学力向上に向けた授業改善のはじめの一歩として、結果の分析後は校内で課題を共有し、教科横断的な視点で授業改善につなげる方法を全職員で検討していただきたいと思います。例えば、記述式問題の正答率が低いことに課題があると捉えた場合、「考えはあるが表現することに課題がある」のか、「考えをもつことに課題があるのか」等、それぞれの教科の授業を振り返って、校内全体で話し合うことが大切です。自校の課題を的確に捉えることができれば、自ずと具体的な授業改善の視点が見えてくると考えます。

IV おわりに

長生地区の多くの学校を訪問させていただいている中で、いつも思うことがあります。それは、千葉県が推奨している「『思考し表現する力』を高める実践モデルプログラム」を活用して熱心に授業づくりに向かわれている先生方とそのような先生方に熱い信頼を寄せている児童生徒の眼差しの美しさです。

学校は、学びの場であることは当然ですが、1人1台端末の導入やデジタル教科書の活用等、ICTの急速な普及の状況下において、私たち教職員も日進月歩で授業改善に取り組んでいかねばなりません。だからこそ、教職員の同僚性や協働性をより一層、大切にしていけたらと思います。



コロナ禍のなかで

長生養護教諭会 会長

長柄町立日吉小学校 養護教諭 加藤 愛子

1 はじめに

新型コロナウイルスが認知され、世界的な感染拡大へと猛威を振るい始めてから丸3年が経とうとしています。現在も感染者のカウントは続き、感染の終息までどれだけかかるか未だ測ることができません。当初は感染者の対応マニュアルはなく、衛生物品の確保も困難な厳しい状況でしたが、現在では感染者への対応は確立され、物品は安定供給されるなど、混乱に陥ることは少なくなりました。

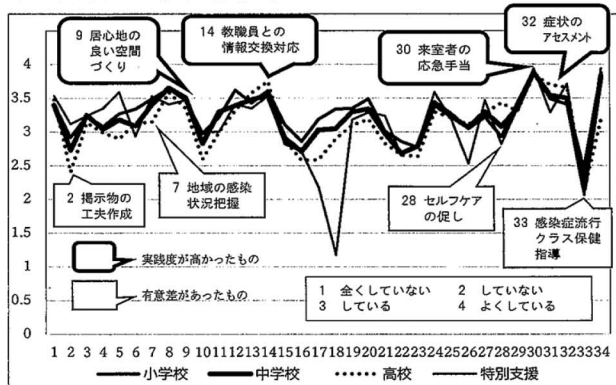
学校では、感染リスクを低減しながら、子どもの学びを着実に継続させるために、できることから通常に戻していく方向で進み始めています。そのような中、どの学校の養護教諭も日々何ができるか考えて過ごしています。

2 コロナ禍における執務

千葉県養護教諭会から発行された保健のあゆみに、養護教諭のコロナ禍における執務の実態と負担感を明らかにする調査結果が示されました。実践内容に差異はあるものの、養護教諭が奮闘した様々な場面での取組は参考となるものが多くあります。しかし一方で、負担は増しており、とりわけ「職員会議での報告提案や保健関係の企画実施」の項目は、学校種に関係なく大きな負担として挙げられています。感染対策を念頭に置きながら、組織の中での役割が増したからではないかと推察されます。

私たち養護教諭は、日頃より管理職や教職員、他校の養護教諭と情報交換や連携をしながら保健室経営を行っていますが、コロナ禍では養護教諭同士の情報共有の場がなく、不安を抱えることも少なくなかったように思います。今年は研修会や会議等が開催されるようになり、対面で話をできる機会がコロナ前の状態に近づきつつあります。改めて養護教諭のつながりは、不安解消と対応の支えになっていると感じています。

3 withコロナにむけて



保健のあゆみ第67号(令和4年発行)より 一部抜粋

感染力の脅威は理解していても、学校が求める水準と家庭の間に差が生じ課題が出ています。消毒忘れ・朝の検温忘れに始まり、来室者への問診において家庭内の発熱者を確認することもあります。さらには、発熱しても

受診はしない方針の家庭もあり、意識の差を感じずにはいられません。通常生活にシフトしていく今こそ再度、ルールの徹底と体調不良となった時の過ごし方について全職員での共通理解が必要と感じます。意識の差は話すことでしか埋められません。対話を通し、納得してもらったうえで協力を求めていきたいと考えます。

また、マスクの着用についても、運動時着用で起こった痛ましい事故を受け、保護者や地域の方々から「運動時や暑い時期のマスクについて指導を」という要望が多く学校へ寄せられているようです。その一方で、部活等でマスクを外した際に感染が広がった事例もありました。感染が落ち着くなか、NOマスクの国もありますが、なぜマスク着用になったかを思い出し、行動していくことが求められます。適正な着用について、臨機応変にその都度行動変容を促す言葉がけをしていく必要性を感じています。

4 新型コロナウイルス感染症による後遺症

後遺症も今後、学校現場で配慮がなされなければならないひとつになっていくのではと思います。脱毛や味覚障害等の特異的な症状以外にも、倦怠感・頭痛など風邪や疲れと見過ごされる症状もあります。児童生徒の中にも、もしかしたら…?という事例が今後、多数出てくるかもしれません。また、感染対策に効果を発揮するマスクですが、表情が窺えず子どもの発達やコミュニケーションに弊害をもたらす等、様々な懸念の声もでています。日本には「目は口ほどに物を言う」ということわざがあります。しかし、目の表情だけで気持ちを伝えることには限界があるのではないのでしょうか。感染症によって様々な生活上の制限を受けてきた子どもの心への影響は大きく、心のケアも長期的な課題と考えられます。

保健室としてどれだけのサポートができるか未知数ですが、後遺症についても知見を深め、日頃の健康観察や問診でも注意深く児童生徒に向き合いたいと思っています。

5 おわりに

今冬は季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が危惧されています。しかし、マスク、手洗い、消毒、換気等の感染症対策と規則正しい生活で体内へのウイルス侵入が抑えられるということを私たちは学びました。同時流行の危機も必ず乗り越えられると信じています。

コロナ禍のなかで、学校健康教育の一層の推進が求められ、養護教諭の存在意義が高まっていると感じています。文部科学省は「子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援の充実」のため、新規事業として概算要求を行いました。私たち養護教諭は、専門性を向上させ、児童生徒たちに対し一層きめ細やかな心身のサポートを行っていかねばなりません。管理職をはじめ教職員、時には保護者や他校の養護教諭と連携協力しながら、安心安全な学校づくりにむけて職務に励んでいきたいと思っています。

働き方改革に関する調査研究 (令和3年度末発行「研究紀要第47集」より)

長生地方教育研究所 調査部

研究主題 「働き方改革に関する実態調査」

ことがわかった。それぞれの視点について学校職員に個人的な取り組みを調査した。

1 研究のねらい

- (1) 茂原市・長生郡内の小・中学校の学校職員の働き方改革に関する実態調査を行い、その傾向や特徴を明らかにする。
- (2) 茂原市・長生郡内の小・中学校の学校職員の働き方に関する個人的な取り組みについて事例を基に情報提供を行う。

(i)意識改革

- 提言 何時までに帰ると決めて仕事をする
- 提言 苦手なもの、大変なものから取り組む
- 提言 カレンダーは1か月先を見る
- 提言 やることリストをつくる
- 提言 変えられるものは思い切って変える

2 調査方法

- (1) 調査対象
 - (i)茂原市・長生郡内の小・中学校の学校職員638名
 - (ii)茂原市・長生郡内の小・中学校37校
- (2) 調査実施時期
令和3年2月から12月
- (3) 調査項目
 - (i)働き方改革に関する実態調査(個人回答)
 - (ii)働き方改革に関する実態調査(学校回答)
 - (iii)働き方改革に関する取り組み(個人回答)

(ii)事務処理

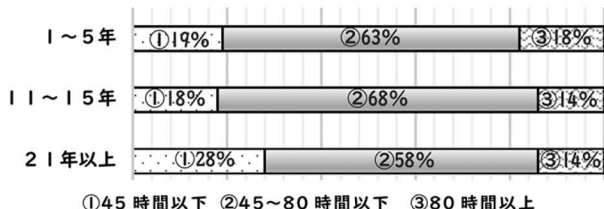
- 提言 忙しい時期を見越して準備する
- 提言 他の担当者が関わることは最優先
- 提言 報告・連絡・相談は密に行う
- 提言 提出物は締め切りの1週間前に
- 提言 1日のルーティンを決める

(iii)授業準備

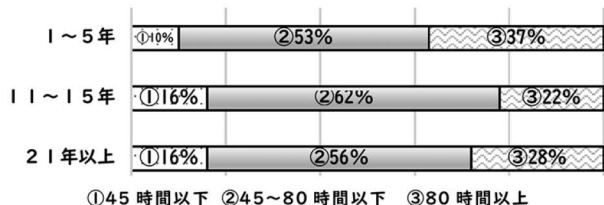
- 提言 ワークシートの共有
- 提言 道徳は学年内でローテーション
- 提言 授業研究等で使った資料、指導案は次年度以降に使えるように整理・保存する
- 提言 ICTの活用で授業準備のスリム化

3 調査結果

- (1) 時間外勤務の実態
 - (i)経験年数別：小学校教諭等



- (ii)経験年数別：中学校教諭等



2つの図表から、経験年数の浅い教職員ほど時間外在校等時間が長いことが分かる。これは県が発表した「働き方の実態調査」と同じ傾向である。若手教職員の働き方に対する意識改革を、県でも促しているところであり、国や県の施策の推進、個人的な業務改善の取り組みを継続的に行っていくことが大切であるとする。

- (2) 働き方改革における4つの視点
実態調査から、働き方改革には4つの視点がある

(iv)整理整頓

- 提言 ファイルの冊数よりも中身が大切
- 提言 インデックスを使う、写真を撮る
- 提言 引き出しの役割を決める
- 提言 必要なくなった資料は処分する

4 研究のまとめ

学校職員への働き方改革への取材を通して特に挙げられていたのが、「優先順位」や「すき間時間」といった意識である。事務処理を進めていく上で優先順位を決め、自分以外の人に関わるものを優先的に処理する意識をもつことは多くの学校職員に共通していた。そして、限りある時間をいかに効率的に使うかを考えていた。

次に「整理・整頓を心掛ける」という意見も多く聞かれた。不要な情報は捨て、整理・整頓を心掛けることで探す時間をなくし、効率的に業務を進める意識をもっていった。

今回の研究を通して、明日にでも実践できそうなものが多くあると感じた。「働き方改革」と聞くと、どうしても身構えて思うように進まないイメージがある。しかし、今回、調査しまとめた取り組みは、業務改善へのヒントが多く隠されていると感じた。一人ひとりの実践を通して、自分に合うものがないが、まだ知らなかったものはないか、試行錯誤するなかで少しでも働き方改革を進め、子どもと笑顔で向き合っていくための心のゆとりをつくるのが大切であるとする。今回の調査・研究が、多くの学校職員の業務改善の一助となれば幸いである。

令和3年度千葉県長期研修生 情報公開

長期研修で作成した教材や資料を紹介します。詳しい情報や貸し出しのお問い合わせは各執筆まで。



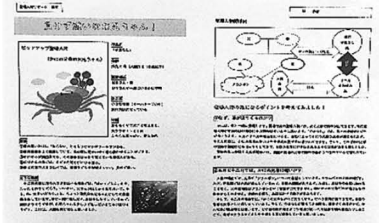
多角的な読みを促し、 「見方・考え方」を働かせる教材のご案内 茂原市立茂原小学校 教諭 渡邊 紘志

1 作品を多角的に読んだポップの教師見本
 作品をどのような視点で読み、どのような読み方をするのかによって、作品の印象や気付きも異なってきます。高学年は、これまでの学習をふまえ、多角的に読むことが、読書の楽しさや読む力の向上にもつながっていきます。
 そこで、比較的取り組みやすい「本のポップ」を多角的に読んだ教師見本を作成しました。

2 多角的な読みを促す、多様な言語活動の教師見本
 学級全員が同じ言語活動に取り組むことで、共通した力を身に付けることは可能ですが、子どもの実態や能力は異なっています。
 多角的に読むというねらいは共通しているが、言語活動を自ら選択することで、主体的に取り組めるよう複数の教師見本を作成しました。

☆4つの言語活動

- ① 仮想対談
- ② アンソロジー
- ③ 登場人物リサーチ
- ④ 名文リサーチ



『注文の多い料理店』
読みの視点

- ① 対談
- ② テーマ
- ③ 印象的な言葉
- ④ 登場人物
- ⑤ おもしろさ



3 読む力を高める共有の手立て
 読みを共有し合うことで、新たな読みの気付きや自らの読みを深める機会となります。「どんどん話したくなる魔法の言葉」としてまとめた資料もありますので、ぜひお声かけください。



自分で考え、伝え合う英語力を育てるSmall Talkの指導 —相手意識をもって、主体的にコミュニケーションを図ることができる児童の育成— 一宮町立一宮小学校 教諭 大多和 絵美

本研究では、児童が自分で考え、伝え合う英語力を育成するためのSmall Talkの指導方法について研究を行った。研究を進める際に作成した資料は、以下の通りである。

1. Small Talkの指導計画

既習表現と各単元の学習内容やゴールを関連付けたSmall Talkの指導計画を作成した。具体的な会話例を掲載することで、すぐに授業で活用できるようにした。

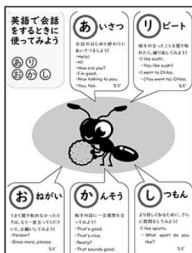
(例)

○好きな食べ物について伝え合う。
 A: I like curry and rice.
 Do you like curry and rice?
 B: No, I don't.
 A: What food do you like?
 B: I like pizza. Do you like pizza?
 A: Yes, I do. I like pizza, too.



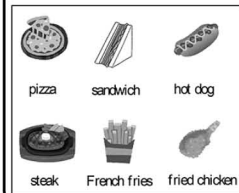
2. 合言葉カード

対話を続けるための基本的な表現として、「あいさつ・リポート・お願い・感想・質問」の5項目を段階的に指導した。各項目の一文字目をまとめて「ありおかし」という合言葉を作った。合言葉のカードは黒板に掲示したり、児童用機の横に吊り下げたりして活用した。



3. 絵辞書

児童が英語を話したり、書いたりする際に参考とすることができるよう、絵辞書を作成した。授業中、児童が必要な時、すぐに参考にできるように、児童用機の横に吊り下げて使用した。拡大して掲示物として使用することも可能である。



令和3年度千葉県長期研修生 情報公開

長期研修で作成した教材や資料を紹介します。詳しい情報や貸し出しのお問い合わせは各執筆まで。



コミュニケーションデザインマップの活用の仕方

睦沢町立睦沢小学校 教諭 佐藤 章雄

コミュニケーションデザインマップ（以下CDM）を作成・活用するための工夫を紹介したい。

1 コミュニケーションデザインマップの作成の工夫

CDMを児童が単元を通して自分事として活用するには、オリエンテーションのときの話し合いが極めて重要となる。そこでは「伝える力」と「聴く力」の具体的なレベルの姿を明確にしていく作業が求められる。これには、児童同士の話し合いだけでは作成できないので、事前に教師がある程度レベルごとの姿を考え、ときには子供たちに提案することも必要である。

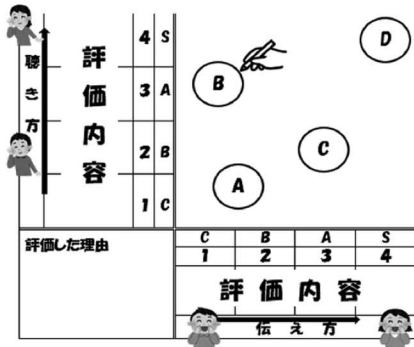


図1 CDMの原案

2 活用するための工夫

作成した評価とかけはなれた相互評価をしている様子が見られた場合、対話の様子ややり取りをレベルごとに理解させて

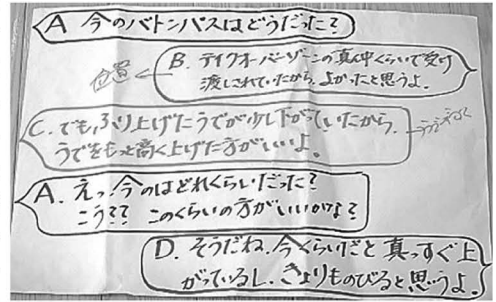


図2 対話の具体例

実態に合った相互評価に修正していく必要がある。例えば、伝える力の「3」の評価を「具体的なアドバイスができる」と設定しても、具体的なアドバイスがどのようなものであるかを理解していなければ、図2のような対話の具体例を児童に示すことが大切である。そうすることで、児童全体に「具体的なアドバイス」が共通理解され、相互評価も自他共に一致してくる。

教育功労表彰

本年度の教育功労等の表彰において、下記の先生や団体が、日頃の教育活動のご功績を認められ表彰されました。心よりお祝い申し上げます。（敬称略、表彰名簿順）

○春の叙勲

瑞宝 双光章	小高 憲二
瑞宝 双光章	渡邊 茂

茂原市立南中学校	教頭	杉崎 仁一
茂原市立東郷小学校	教諭	山田 和代
茂原市立豊田小学校	教諭	鶴岡 佐喜夫
茂原市立豊田小学校	教諭	外山 恵子
茂原市立西小学校	教諭	高山 映子
茂原市立西小学校	養護教諭	森川 ともみ
茂原市立五郷小学校	教諭	倉田 直美
茂原市立鶴枝小学校	教諭	白井 宏子
茂原市立萩原小学校	教諭	青木 紀子
茂原市立萩原小学校	教諭	狩野 美奈子
茂原市立萩原小学校	事務長	川城 由美子
茂原市立中の島小学校	教諭	旦谷 明子
茂原市立本納小学校	養護教諭	森 幸子
茂原市立二宮小学校	教諭	熊切 幸子
茂原市立富士見中学校	養護教諭	市原 弘子
茂原市立茂原中学校	教諭	美濃川 幸江
茂原市立南中学校	養護教諭	前橋 幸江
茂原市立本納中学校	教諭	麻生 佳苗
茂原市立本納中学校	教諭	狩野 真理子
茂原市立本納中学校	養護教諭	森川 由紀子

○千葉県教育功労者表彰

〈学校教育の部 個人の部〉

茂原市立茂原小学校	校長	古市 利行
茂原市立茂原中学校	校長	永島 謙
茂原市立本納中学校	校長	山崎 文彦

〈学校教育の部 団体の部〉

睦沢町立睦沢中学校

○茂原市教育功労者表彰

茂原市立茂原小学校	校長	古市 利行
茂原市立鶴枝小学校	校長	白井 喜久夫
茂原市立東中学校	校長	田中 弘樹
茂原市立富士見中学校	校長	細田 稔
茂原市立茂原中学校	校長	永島 謙
茂原市立本納中学校	校長	山崎 文彦
茂原市立新治小学校	教頭	熊切 彰男
茂原市立東部小学校	教頭	田中 俊一